

千曲市告示第142号

千曲市おむつに係る費用の医療費控除の証明に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月18日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市おむつに係る費用の医療費控除の証明に関する要綱の一部を改正する告示

千曲市おむつに係る費用の医療費控除の証明に関する要綱(平成16年千曲市告示第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「医療費控除」の次に「(以下単に「医療費控除」という。)」を加え、「医師が発行するおむつ使用証明書に代わる」を削り、「主治医意見書確認書類」を「主治医意見書内容確認書」に、「発行」を「交付」に改める。

第2条を次のように改める。

(医療費控除の対象者要件)

第2条 医療費控除の対象となる者の要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

- (1) 医療費控除の対象となるのが1年目である場合 おむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定及び当該認定を含む複数の要介護認定(有効期間が連続しているものに限る。)で、それらの有効期間(当該年以降のものに限る。)を合算して6月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書(当該複数の認定に係る全てのもの)において「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1、B2、C1若しくはC2(寝たきり)であり、かつ、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の高い状態」であること。
 - (2) 医療費控除の対象となるのが2年目以降である場合 おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書(当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた要介護認定(有効期間が13月以上のものに限る。)の審査に当たり作成された主治医意見書)において、前号に掲げる事項の記載があること。
- 2 おむつを使用した当該年の途中に、おむつの使用者が死亡した場合でも、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれの要件を満たすときは、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となる。

第4条中「主治医意見書確認書類」を「主治医意見書内容確認書」に改め、同条を第5条とする。

第3条を削る。

第2条の次に次の2条を加える。

(申請)

第3条 医療費控除を受けようとする者は、主治医意見書内容確認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第4条 市長は、医療費控除を受けようとする者の申請に基づき、第2条の要件を満たす者に係る主治医意見書等を確認の上、医療費控除の証明に利用できるものである場合は、主治医意見書内容確認書（様式第2号）を交付するものとする。

附則の次に次の様式を加える。

様式第1号(第3条関係)

主治医意見書内容確認申請書

年 月 日

(あて先) 千曲市長

申請者

住 所

氏 名

連絡先

確定申告に使用するので、主治医意見書のうち、 年に使用したおむつ代の
医療費控除の証明に必要な事項について、確認願います。

被保険者

被保険者番号

おむつ代の医療費控除を受ける年数(該当するものに○)

1年目

2年目以降

.....
(以下、市役所記入欄)

主治医意見書作成日

年 月 日

要介護認定有効期間

年 月 日 ～ 年 月 日

日常生活自立度(寝たきり度)

B1 B2 C1 C2

尿失禁の可能性

あり カテーテル使用

おむつの医療費控除

該当 ・ 非該当

第 号
年 月 日

主治医意見書内容確認書

住所
氏名 様

千曲市長

年 月 日付で申請のあった、 年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、主治医意見書を確認したところ、以下のとおりです。

1. 主治医意見書の作成日

※複数の要介護認定に係る複数の意見書がある場合は、最も新しいものの作成日を記載

年 月 日

2. 要介護認定の有効期間

※おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目であり、有効期間が連続する複数の要介護認定を受けている場合には、これらの認定に係る有効期間(医療費控除を受けようとする年以降のものに限る。)の全てを合算した期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) (該当するものに○)

B1 B2 C1 C2

4. 失禁対応としてのカテーテル使用又は尿失禁の発生若しくは発生可能性の有無

あり

5. おむつ代の医療費控除を受ける年数(該当するものに○)

1年目 2年目以降

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。